

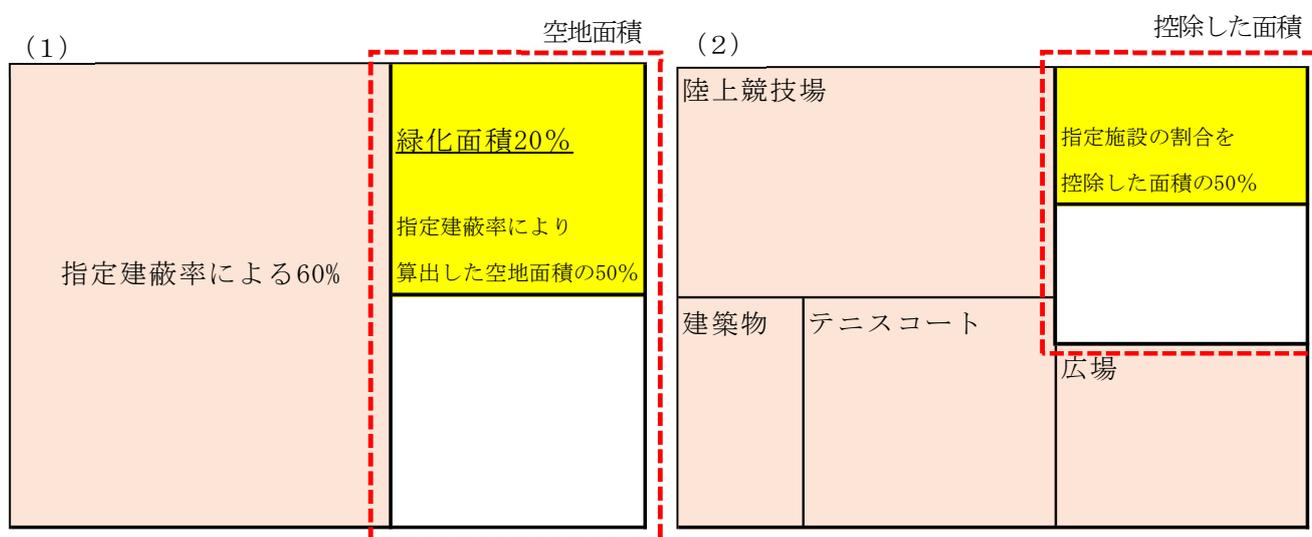
都市公園における環境の保全と創造に関する条例(兵庫県条例)による緑化について

本市の都市公園における、兵庫県条例『環境の保全と創造に関する条例』（以下、「条例」とする。）による敷地の緑化指導について、以下の考え方の通り指導する。

【敷地内緑化の考え方】

- (1) 指定建蔽率により算出した空地面積の50%を緑化する。(ただし、敷地面積の20%の緑化を下限とする。)
- (2) 指定施設*の割合を控除した面積の50%を緑化する。

(1) と (2) を比較し、大きいほうを必要緑化面積として採用する。



※ 指定施設とは、緑化できない施設であり、建築物（体育館やトイレ、管理棟など）、運動施設（陸上競技場・テニスコートなど）、広場・グラウンドに類するもの、駐車場（車路に限る）、駐輪場、その他市が緑化できない施設と認めるものとする。

※ 指定施設としての控除面積内に存在する緑地は緑化面積に算入できない。

- ・上記の緑化基準による緑化面積を確保するとともに、可能な限りそれ以上の敷地内緑化に努めるものとする。
- ・建築物の緑化についても条例基準に基づき確保するものとする。
- ・都市公園においては、建築物（屋上・壁面）の緑化と、敷地の緑化との相互振替は不可とする。

→以下、算出例（広場を指定施設として控除する公園の場合）

(1) 指定建蔽率による計算結果

$$(100 - \text{指定建蔽率}) / 2$$

$$\text{指定建蔽率 } 60\% \text{ 用途地域内の公園の場合} : (100 - 60) / 2 = 20\% \quad \Rightarrow \text{敷地の } 20\% \text{ を緑化}$$

(2) 指定施設の割合を控除した計算結果

$$(100 - \text{指定施設の割合}) / 2$$

$$(100 - (\text{広場面積 } 30\% + \text{トイレなど建蔽率 } 2\%)) / 2 = 34\%$$

(1) < (2) により、(2) の 34% を採用